

共同溝の整備等に関する特別措置法

1. 案内情報

- 手続名 : 共同溝の占用の許可申請手続
- 手続根拠 : ・共同溝の整備等に関する特別措置法(以下「法」という。)第12条第1項
- 手続対象者 : 法第5条第2項により、共同溝の建設を希望する旨の申し出をした公益事業者
- 提出時期 : 法第5条第4項の規定により共同溝の建設を行うべき旨の公示があった日以後その翌日から起算して30日以内
- 提出方法 : 共同溝占用許可申請書を作成し、当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出してください。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 公益物件の敷設計画書、当該共同溝の占用の許可を申請する者に係る法施行令第2条第1号の推定投資額の算出に必要な資料、当該共同溝に敷設すべき公益物件に接続する公益物件を収容するための施設の概要を示す書類及び図面等
提出部数については、提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 申請書様式 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 別紙

3. 手続情報

- 審査基準 : ・法第9条及び第12条第2項
- 標準処理期間 : 法第14条第1項により、共同溝の建設を完了したときは、直ちに共同溝の占用予定者に当該共同溝の占用の許可をする。
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

共同溝の整備等に関する特別措置法

1. 案内情報

- 手続名 : 共同溝占用許可に基づく権利・義務の譲渡に関する認可申請手続
- 手続根拠 : ・共同溝の整備等に関する特別措置法(以下「法」という。)第17条
- 手続対象者 : 法第14条第1項の許可に基づく権利及び義務を譲渡する者
- 提出時期 : 法第14条第1項の許可に基づく権利及び義務を譲渡しようとするとき。
- 提出方法 : 共同溝の占用許可に基づく権利及び義務の譲渡認可申請書を作成し、当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出してください。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 譲渡に係る契約書の写し(財産の譲渡がある場合には、当該譲渡に係る契約書の写しを含む。) 事故時における連絡通報体制及び施設の保守管理の方法を記した書類、譲渡後の譲渡人の公益物件の敷設計画書及び譲受人の公益物件の敷設計画書、占用許可書の添付図面(譲渡対象部分を明記すること。) 譲受人が法第11条の規定による共同溝管理規程を遵守することを誓約する書類等
提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 申請書様式 : 共同溝の占用許可に基づく権利及び義務の譲渡認可申請書
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 別紙

3. 手続情報

- 審査基準 : ・電気通信設備等に係る共同溝の占用許可に基づく権利及び義務の譲渡に係る認可の取扱いについて(平成9年3月14日建設省道政発第36号)
- 標準処理期間 : 特に定めていない。
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

共同溝の整備等に関する特別措置法

1. 案内情報

- 手続名 : 共同溝に公益物件を敷設する場合の事前届出手続
- 手続根拠 : ・共同溝の整備等に関する特別措置法(以下「法」という。)第18条第1項
- 手続対象者 : 法第14条第1項の許可を受けた公益事業者で当該許可に基づき公益物件の敷設をしようとする者
- 提出時期 : 法第14条第1項の許可を受けた公益事業者が当該許可に基づき公益物件の敷設をしようとするとき。
- 提出方法 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 申請書様式 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 別紙

3. 手続情報

- 審査基準 : 適用なし
- 標準処理期間 : 適用なし
- 不服申立方法 : 適用なし

別 紙

相談窓口

- ： 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目
札幌第一合同庁舎
北海道開発局建設部建設行政課 011-709-2311(代)
- 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15
東北地方整備局道路部路政課 022-225-2171(代)
- 〒330-9724 埼玉県大宮市北袋町1-21-2
さいたま新都心合同庁舎2号館
関東地方整備局道路部道路管理課 048-601-3151(代)
- 〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2
北陸地方整備局道路部路政課 025-266-1171(代)
- 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局道路部路政課 052-953-8166
- 〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎第1号館
近畿地方整備局道路部路政課 06-6942-1141(代)
- 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎
中国地方整備局道路部路政課 082-221-9231(代)
- 〒760-8554 高松市福岡町4-26-32
四国地方整備局道路部路政課 087-851-8061(代)
- 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第2合同庁舎
九州地方整備局道路部路政課 092-471-6331(代)
- 〒900-8530 那覇市前島2丁目21-7
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課